

## 県立花泉病院の診療所化に反対し、存続・充実を 求める意見書について

岩手県医療局が発表した「県立病院改革実施計画」では、県立病院を縮小し診療所化することに中心が据えられており、花泉病院も診療所化の対象とされている。

県立花泉病院は、採算性の悪い救急医療など、民間にはできない分野の医療も担って、花泉町の中核医療機関として地域住民のいのちと健康を守ってきている。また、住民の健康増進・疾病予防などの保健活動にも取り組んでいる。

平成16年度実績では、1,134人の救急患者を受け入れ、外来患者は延べ35,173人、入院患者は延べ18,028人となっており、医療機関として花泉地区を中心に一関市民にとってかけがえのない役割を果たしている。

この花泉病院が診療所化されれば、入院患者の95パーセント以上を占める高齢者の方々をはじめとする地域住民の医療に重大な支障を来すことは明らかである。

よって、岩手県においては、県立病院創業の精神である「県下にあまねく医療の均てんを」の立場に立って、住民のいのちと健康を守るための役割を果たすとともに、下記の事項について実現されるよう強く求めるものである。

### 記

- 1．県立花泉病院は、診療所化させることなく、今後も病院として存続させること。
- 2．一般病院はもとより、救急医療の充実、休日夜間診療対策など、地域の病院として一層の充実を図ること。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年10月28日

一 関 市 議 会

岩手県知事 増 田 寛 也 殿